

第 37 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 1 月 15 日（水） 13 時 57 分～14 時 24 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（16 名）

1 番委員	三浦 勝志	2 番委員	齋藤 美也子	4 番委員	古川 榮
6 番委員	高井 美奈子	7 番委員	今井 文雄	8 番委員	大川 哲彌
9 番委員	花田 良造	10 番委員	工藤 正	11 番委員	丹代 純嗣
12 番委員	葛西 雅博	13 番委員	今井 龍美	14 番委員	柴田 博明
15 番委員	桑田 久毅	16 番委員	小山内 知寛	18 番委員	山口 知治
19 番委員	長尾 浩				

4 欠席農業委員（2 名）

3 番委員	對馬 忠法	5 番委員	工藤 守		
-------	-------	-------	------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸 茂春
平賀-4	齊藤 嗣郎	平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6 出席事務局職員（4 名）

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛
主査	坂口 由香里				

7 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 138 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第 139 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 140 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 141 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 108 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 109 号 使用貸借合意解約書の受理について

8 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章
唱和（委員全
員）

(省略)

【開会 14 時 01 分】

議長（今井龍
美）

これより、第 37 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、18 名中 16 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
2 番齋藤委員、4 番古川委員の両名にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、中畑事務局長、佐藤事務局長補佐、成田碇ヶ
関支局長補佐、坂口主査の出席を求めました。書記には、成田碇
ヶ関支局長補佐を採用いたします。
それでは議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 138 号から第 141
号の 4 件、ほかに報告が 2 件でございます。
現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そ
のまま採決をとりたいと思います。
はじめに、議案第 138 号を議題とし、事務局に説明を求めま
す。

坂口主査

1 ページをご覧ください。
議案第 138 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分に
ついて、別紙のとおり取消しをしたい旨の提出があったので、承
認を求めるものです。

2 ページをご覧ください。

5 番は、令和 6 年 9 月 12 日第 33 回総会にて農地法 3 条による贈与について許可した案件です。

取消の理由は、売買に変更するためです。

当初は譲渡人が離農するため贈与することとしていましたが、譲受人によると、今年はりんごが高く売れたため、農地を買うことにしたとのことでした。

なお、この売買については、基盤強化法による所有権移転で申請があり、後ほど議案第 141 号で審議を求めることとしています。

以上です。

議長

それでは、議案第 138 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 139 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

坂口主査

3 ページをご覧ください。

議案第 139 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、4 ページをご覧ください。

所有権移転について、223 番は譲渡人の要望、224 番は耕作便利、225 番から 6 ページの 231 番までは経営拡大、232 番は新規就農、233 番から 7 ページの 237 番までは贈与によるものです。

件数は 15 件、面積 24,458 m²、田 3 筆 1,539 m²、畑 19 筆 22,919 m²です。

次に、8 ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、258 番は新規就農、259 番と 9 ページの 260 番は貸付人の要望、261 番から 14 ページの 277 番までは経営拡大、15 ページの 278 番は機構法から農地法第 3 条への再設定によるものです。

件数は 21 件、面積 136,128.41 m²、田 63 筆 118,380.41 m²、畑 17 筆 17,748 m²です。

次に、16 ページをご覧ください。

使用貸借権設定について、39 番は経営継承による新規就農です。

件数は 1 件、面積 8,796 m²、地目はすべて畑です。

今回、申請のあった案件については、別添 2 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

何か、ございませんか。

担当委員

(「特にありません」の声あり)

議長

それでは、議案第 139 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 140 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

17 ページをご覧ください。

議案第 140 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 3 農地転用許可基準説明書と合わせて、18 ページをご覧ください。

12 番の申請地は 19 ページのとおり、平賀東中学校から北へ約 330m に位置します。土地利用計画は 20 ページのとおり、普通住宅用地です。これまでも宅地として使用していましたが、農地であることが判明したものです。

なお、農地区分は別添 3 のとおりで、総合意見として許可できる要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 8 番大川委員、9 番花田委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

担当委員

(「特にありません」の声あり)

議長

それでは、議案第 140 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 141 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤補佐

21 ページをご覧ください。

議案第 141 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 4 売買価格一覧と合わせて、22 ページをご覧ください。

所有権移転について、310 番から 27 ページの 328 番まですべて経営拡大によるものです。

件数は 19 件、面積 63,590.43 m²で、田 32 筆 46,906 m²、畑 14 筆 16,684.43 m²です。

次に 28 ページをご覧ください。

利用権設定について、53 番から 30 ページの 58 番まですべて経営拡大によるもので、農地中間管理事業による一括方式となっております。

件数は 6 件、面積 147,169 m²で、田 8 筆 21,665 m²、畑 13 筆 125,504 m²です。

今回、申請のあった案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 18 番山口委員、1 番三浦委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

担当委員

(「特にありません」の声あり)

議長

それでは、所有権移転の 322 番、利用権設定の 53 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、所有権移転の 322 番は、19 番長尾委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、長尾委員に退席を求めます。

(長尾委員 退席)

議長	それでは、所有権移転の 322 番について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 長尾委員の入室を許可します。 (長尾委員 着席)
議長	次に、利用権設定の 53 番は、平賀-4 番 齊藤推進委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、齊藤推進委員に退席を求めます。 (齊藤推進委員 退席)
議長	それでは、利用権設定の 53 番について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 齊藤推進委員の入室を許可します。 (齊藤推進委員 着席)
議長	次に、報告 2 件について、事務局に説明を求めます。

坂口主査

31 ページをご覧ください。

報告第 108 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 5 関連案件一覧と合わせて、32 ページをご覧ください。

164 番から 167 番は借受人へ売却するため、33 ページの 168 番から 171 番は他者へ売却するため、34 ページの 172 番は他者へ貸付するため、173 番は貸付人の都合、174 番は借受人の経営縮小により解約するものです。

件数は 11 件、面積 35,952 m²、田 17 筆 28,408 m²、畑 4 筆 7,544 m²です。

続いて、35 ページをご覧ください。

報告第 109 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

36 ページをご覧ください。

56 番は他者へ贈与するため、57 番と 58 番は他者へ売却するため、59 番と 37 ページの 60 番は他者へ貸付するため解約するものです。

件数は 5 件、面積 8,286 m²、地目はすべて畑です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

尾上-1 小野委員

174 番について借受人の都合とありますが、借受人の方は農業を辞めるのでしょうか。解約は何も問題なかったのでしょうか。例えば賃貸料の問題とか。

佐藤補佐

借受人が会社となっておりますけど、窓口に来た際、会社としては農業経営は継続するが、経営を縮小するという話を伺いました。そのあとは、この会社の代表の奥様が主体となって農業を行っていくと聞いております。

賃借料については、今回の 174 番は支払いがありました。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

【休憩 14 時 16 分】

【再開 14 時 23 分】

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。
他に何かございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て
終了いたしました。

よって、第 37 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 24 分】